2. 平成20年の議会要望

日米地位協定に基づく「木更津飛行場」の見直しに関する要望書

昭和11年に完成した「木更津飛行場」については、旧海軍航空隊の基地として使用されていましたが、太平洋戦争終結後、米国海軍及び空軍が駐留し、昭和27年、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（旧安保条約）の締結等により、在日合衆国軍に提供されています。

その後、昭和35年に発行した日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「新安保条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）により、引き続き、在日合衆国軍が使用する施設及び区域として位置づけられています。

しかしながら、昭和47年に米海軍が木更津飛行場から撤収して以来、**35年以上**も米軍の駐留・使用実態がなく、この間、自衛隊が日米地位協定第2条第4項（a）施設として共同使用の決定を得て運用し、今日に至っています。

この木更津飛行場は200ヘクタールを超える広大な面積を有しており、本市における東京湾岸部の活用及び土地利用に大きな影響を及ぼしているところです。

また、早期完成を望んでいる都市計画道路中野畑沢線の整備にあたり、提供財産であることによる米国との調整に期間を要するなど、まちづくりを展開していくうえでの障害となっています。

つきましては、新安保条約及び同条約に基づく日米地位協定による見直しを行い、長期間にわたり米軍の使用実績のない木更津飛行場を、速やかに日本国有財産として活用できるよう、検討されることを要望いたします。

平成20年12月18日

千葉県木更津市議会議長　清水　宗一

防衛大臣　浜田　靖一　様

※「35年以上」の部分は近藤が赤字表示したもので本文はその様には成っていない

3. 日米地位協定　第二条

1 (a)　合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個個の施設及び区域に関する協定は、第二十五条 に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

(b)　合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。

2　日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならず、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又 は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。

3　合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

4 (a)　合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させる ことができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

(b)　合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。